

青少年の家を利用するにあたって

事前打ち合わせ

- (1) 事前打ち合わせは行いませんが、入所の際に活動プログラム、利用者全員の名簿を提出していただきます。5人以上の団体で利用が可能です。
- (2) 活動場所の下見は、必ず行ってください。

入所にあたって

- (1) 青少年の家への入所は、日帰りの場合10時から16時まで、宿泊の場合、入所は10時以降、退所は退所予定日の10時です。
- (2) 入所前に、簡単な打ち合わせを行いますので事務室までおこしてください。
- (3) 青少年の家はセキュリティーがかかっています。建物に入る前に必ず自然の家に声をかけてください。
- (4) 従来のインターフォンは使用できません。トランシーバーを貸し出しが可能ですので所員に申し出てください。
- (5) 団体旗を掲揚する場合は、自然の家でハンドルを借りてください。
- (6) 駐車場 P3 がキャンプ利用者で混雑している場合は、青少年の家南広場または建物周辺に駐車してください。
- (7) 青少年の家南広場には、テントを設営することもできます。
- (8) キャンプ場を初めて利用する方が誤って敷地内に入ることがあります。車止め付近にある2つの看板（①キャンプ場窓口の案内、②青少年の家団体利用中）を適切に設置・移動してください。
- (9) 各自持ち物を管理してください。

●飯盒炊飯の場合

- (1) 薪は、残り火でできる限り燃やしきってください。
- (2) 食堂で注文した食材のゴミは、可燃・不燃・ペットボトルなどに分別し、透明ゴミ袋に入れて、食堂外北側のダストボックスへまとめて出してください。
- (3) 炊飯用の薪は自然の家で購入できます。（1束税込400円…かまど1か所につき1束が目安）

退所にあたって

- (1) 炊飯棟、青少年の家の広場、青少年の家建物内を丁寧に清掃してください。必ず指導者立ち会いのもとお願いします。
*「来たときよりも、美しく」が開所以来の合言葉です。
- (2) ごみ箱、女子トイレの汚物入れ等は、全て空にしてください。
- (3) 清掃が終了次第、指導者が最終点検をして、清掃用具の個数を確認してください。

- (4) 持ち込んだごみはすべてお持ち帰りください。
ゴミの回収をご希望される方は、透明ごみ袋にゴミを分別したものを1袋につき100円で引き取ることもできます。(透明ごみ袋45ℓ：少年自然の家事務所にてお渡し)。
- (5) 利用料等の支払いは、利用期間中に事務室でお願いします。
- (6) 次の団体が活動できるように、部屋や下駄箱、炊飯棟を空けてください。(入所する団体が優先)
- (7) 日誌や利用したものは、必ず返却してください。
- (8) 不都合や破損・故障箇所等があった場合は、必ず事務室へ報告してください。
- (9) 自然の家から貸し出した「なべ・包丁など」は、きれいに洗ってから返却(なべは倉庫1にしまう)してください。特に「なべ」は、所員が点検し、汚れが残っている場合には、洗い直しをしていただきます。事前にクレンザーでのコーティングをしてください。洗う際にナイロンたわしを使用していただくと汚れがとります。
- (10) 退所前に、少年自然の家所員までトランシーバーか携帯電話でご連絡ください。所員が清掃点検を指導者立ち会いのもとで行ないます。著しく汚れが残っている場合には、再度清掃のお願いをさせていただきます。指導者による最終点検のご確認をお願い致します。

その他

- (1) 野外活動で外へ出る時は、部屋の窓を閉めてください。(湿気が多い時は廊下の窓も閉める)
*丸火は霧が発生しやすいです。
- (2) 節電・節水にご協力ください。
- (3) 炊飯活動やキャンプファイヤーなどで残った燃えかす(できる限り燃やしきってください)は、完全に消火してから薪小屋南にあるドラム缶の中に捨ててください。
※林の中や広場周辺に絶対に捨てないでください。
- (4) 公園内の活動ではマムシ、ヤマカガシ、スズメバチ、ダニ、カエントケ、ウルシ等に十分注意してください。
- (5) 外にゴミや食べものを放置しておきますと、動物(ネコ、カラス等)が荒らしてしまうのでご注意ください。
- (6) Wi-Fiが炊飯棟、青少年の家室内の2部屋でそれぞれ利用できます。掲示しているパスワードをご入力ください。ただし、一度に多くの方が利用しますと繋がりにくくなります。
- (7) 花火は禁止です。
- (8) 青少年の家のみを利用する場合は、原則として炊飯用具、材料等は各団体で準備してください。事前申し出により、なべと包丁など貸し出し致します。また、少年自然の家の施設(研修室・体育館・食堂)を利用したい場合には別途利用料が発生します。
- (9) 入所時に活動プログラム、参加者名簿(指導者も含む)を事務室に提出してください。少年自然の家の利用者で、すでに提出してある場合には、再度提出する必要はありません。
- (10) 地震、噴火等が発生しましたら、部屋のヘルメットを着用し、トランシーバーか携帯電話で所員との連絡及び第1倉庫内ブレイカー及び青少年の家玄関付近にある避難に関するラミネート資料を確認して、落ち着いて行動してください。